

第1章 計画の概要

1 計画改定の目的と特徴

本市では、「藤沢市環境基本計画」の総合環境像に掲げられている「地域から地球に広がる環境行動都市」に基づき、地球温暖化*などの環境問題やエネルギー・食糧などの資源に関する課題について、「地球規模で考え、地域から行動を起こす。」(Think Globally, Act Locally)の視点に立って、持続可能なまちづくりと低炭素社会の創造を目指してきました。

この目標の実現に向けて、2010年度(平成22年度)に「地球温暖化対策の推進に関する法律*(以下、温対法)」第19条第2項に基づく「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、取組を進めてきました。

近年、社会情勢は大きく変化しており、2015年(平成27年)の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(Conference of the Parties 21、以下、COP21)*において、国際的な合意文書「パリ協定*」が採択され、日本は「2013年度(平成25年度)比で2030年度(令和12年度)までに26%温室効果ガス*を削減する」ことを国際的に公表しました。

また、我が国は、「パリ協定」に定められている目標「世界全体の気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続」を踏まえ、2020年(令和2年)10月に「2050年カーボンニュートラル*」を宣言するとともに、2021年(令和3年)3月に「温対法」を改正し、「パリ協定」の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえた基本理念を法に位置づけました。

本市も、2021年(令和3年)2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、脱炭素社会*の実現に向け、2050年(令和32年)までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを目指しています。

本計画では、このような社会情勢の変化を踏まえ、2050年(令和32年)における温室効果ガス排出量を実質ゼロとするための削減目標を設定し、市民・事業者・行政の各主体が担う取組を明確にしなが、目標達成のための施策を盛り込んでいくものです。

また、本市においても、増加する自然災害など、さまざまな気候変動の影響があり、その課題に対して、地域の特性に応じた「適応策」を講じていくものです。

2 計画の期間及び目標年度

本計画の計画期間は、2022年度(令和4年度)から2030年度(令和12年度)までの9年間とします。

国の目標を踏まえ、2013年度(平成25年度)を基準年度、2030年度(令和12年度)を短期目標年度、2040年度(令和22年度)を中期目標年度、2050年(令和32年)を長期目標年とし、温室効果ガス排出量の削減を行っていきます。

ただし、国内外の社会情勢の著しい変化等に合わせて、必要に応じて目標や取組等の見直しを行うこととします。

3 計画の目標

本計画の目標は、国の目標及び「藤沢市気候非常事態宣言」を踏まえ、「2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減」を目標として設定し、より高みを目指せるように挑戦をしていきます。長期的な目標として、2050年（令和32年）における温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指します。

藤沢市の温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度における温室効果ガス排出量を
2013年度比で **46%**削減

4 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、「温対法」の第2条第3項で定める次の7種類とします。

ただし、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル ver1.1（令和3年3月環境省）」に基づく算定において、本市におけるパーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素は排出がなく、ハイドロフルオロカーボン類については微量であるため、本市の温室効果ガス排出量の推計には含めないものとします。

◆「温対法」で定められている温室効果ガス

温室効果ガス		主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用（火力発電所によるもの）等
	非エネルギー起源	廃棄物の焼却処理、セメントや石灰石製造等の工業プロセス等
メタン (CH ₄)		稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の焼却処理、排水処理、自動車の走行等
一酸化二窒素 (N ₂ O)		化石燃料の燃焼、化学肥料の使用、排水処理、自動車の走行等
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		冷凍空気調和機器・プラスチック・噴霧器・半導体素子等の製造、溶剤としてのHFCsの使用、クロロフルオロメタン又はHFCsの製造
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用、PFCsの製造
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器・開閉器・遮断機等の電気機械器具の使用・点検・廃棄、SF ₆ の製造
三ふっ化窒素 (NF ₃)		半導体素子等の製造、NF ₃ の製造

5 計画の構成

第1章 計画の概要

- | | | |
|---------------|---------------|---------|
| 1 計画改定の目的と特徴 | 2 計画の期間及び目標年度 | 3 計画の目標 |
| 4 対象とする温室効果ガス | 5 計画の構成 | |

第2章 地球温暖化の概要

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 地球温暖化の現状 | |
| (1)地球温暖化のメカニズム | (2)地球温暖化による影響 |

- | | | |
|--------------|-------|--------|
| 2 地球温暖化の将来予測 | | |
| (1)世界 | (2)日本 | (3)藤沢市 |

- | | | | |
|-----------------|-------|---------|--------|
| 3 地球温暖化対策に関する動向 | | | |
| (1)世界 | (2)日本 | (3)神奈川県 | (4)藤沢市 |

第3章 本市の現状

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 本市の地域特性 | 2 温室効果ガス排出量の現状 |
| (1)地勢 (2)気象 (3)人口世帯 | (1)市域の温室効果ガス排出量の現状 |
| (4)土地利用 (5)経済活動 | (2)部門別二酸化炭素排出量の現状 |

第4章 温室効果ガス排出量の将来推計及び削減目標

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 温室効果ガス排出量の将来推計 | 2 温室効果ガス排出量の削減目標 |
| (1)現状維持ケース (BAU) | (1)温室効果ガス排出量の削減目標量の算定 |
| (2)将来推計結果 | (2)削減目標の設定 |
| | (3)中長期目標 |

第5章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 基本方針 | 2 取組体系 |
| 3 各主体の取組 | |
| 基本方針1 省エネルギー対策の推進 | 基本方針2 エネルギーの地産地消 |
| 基本方針3 環境にやさしい都市システムの構築 | 基本方針4 循環型社会の形成 |

第6章 地域気候変動適応計画

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 1 気候変動への適応とは | 2 気候変動における影響の現状と将来予測される影響 |
| 3 気候変動における影響評価 | 4 気候変動の影響に対する各主体の適応策 |

第7章 計画の推進体制と進行管理

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 計画の推進体制 | 2 計画の進行管理 |
|-----------|-----------|